

[様式第 1 3 号]

[特例政令適用一般競争入札]

## 質 疑 応 答 書

工事名 第 2 霞目雨水幹線工事 1

質 問 事 項	整理番号
	回 答
1. 積算に使用している基準書及び適用年度についてご教示願います。	下水道用設計標準歩掛表(平成 25 年度), 宮城県土木部土木工事標準積算基準書(平成 25 年 10 月 1 日以降)等です。
2. 積算に使用している機械器具損料表の適用年度についてご教示願います。	平成 25 年度です。
3. 積算資料または建設物価は何年何月版で積算されているのでしょうか。	平成 25 年 10 月です。
4. 仙台市公表単価は何年何月度の物を採用されていますでしょうか。	平成 25 年 10 月です。
5. 市販単価は二誌安値でしょうか、または二誌平均を採用されているのでしょうか。	本工事の設計については、最低価格を採用しております。
6. 設計図面 17/26 RCセグメント一般構造図の下方に弾性ワッシャM2 2用(参考図があり、代価表 C-2に「RCセグメント二次覆工省略型 耐震用弾性ワッシャ有り 203リング」とありますが、弾性ワッシャ費用は、C-2号代価表のRCセグメント費用に含めればよろしいのでしょうか。	弾性ワッシャの費用は、RCセグメント費用に含めて積算願います。
7. 設計図 13/26 において、到達立坑の盤ぶくれ・ボイリング対策の底盤改良は不要でしょうか。	不要と考えております。
8. 設計図 23/26 において、発進作業基地は土砂ピットとなっていますし、C-136号代価表に土砂ピット設備(一次処理機)の費用が計上されています。二次処理土のピット設備費用はどの項目に計上されているのでしょうか。	二次処理土のピット設備費用は、計上しておりません。

[様式第 1 3 号]

<p>9. 設計図 17/26 においてグラウト孔詳細およびキャップ図から、シールド仕上げ面からグラウト孔部に凹みが生じると考えられますが、この部分の充填は不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>不要と考えております。</p>
<p>10. 設計図 26/26 の仮設道路および到達作業基地において、50tクローラクレーン作業や資材運搬用のセミトレーラが入り出しますが、借地予定地の地耐力は十分に担保されているのでしょうか。</p>	<p>借地予定地の地耐力の確認は行っておりませんが、敷鉄板により地耐力を確保することとしております。</p>
<p>11. A-8号内訳書で計上されている「平板載荷試験」は、何処で何を目的とした試験でしょうか。</p>	<p>今泉雨水ポンプ場内に設置する防音壁の基礎形状を決定することを目的としております。</p>
<p>12. 本工事における、水道基本料金、水道使用料金は処分料に含まれると考えてよろしいでしょうか。また、処分費以外で間接工事費率分計算の対象外項目があればご提示願います。</p>	<p>本工事においては、水道使用料は「処分費等」に含まれますが、水道基本料金は含まれません。 また、「処分費等」以外の項目はございません。</p>
<p>13. 本工事における、発進側、到達側の水道給水管口径と水道使用期間をご教示願います。</p>	<p>設計上の口径は13mm、使用期間は発進側が23か月、到達側が1か月です。</p>
<p>14. クレーン賃料は「長期割引あり」として考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>長期割引ありを適用しております。</p>
<p>15. 発進立坑および到達立坑側の排水は、どのような排水基準が必要でしょうか。その場合の排水・中和処理設備、放流費はどのように考えればよろしいでしょうか。</p>	<p>排水基準が必要とされるような排水は想定しておりません。</p>
<p>16. 基本電力料金について、発進立坑および到達立坑側で各々何ヶ月計上されているのでしょうか。</p>	<p>提示はできません。</p>
<p>17. 到達立坑の借地期間は13か月（特記記載有）とありますが、次期工事との関係からどの期間の借地を考えておられるのでしょうか。また、借地期間が変更となった場合は協議対象でしょうか。</p>	<p>仮設道路の施工開始日から完成期日（工期）までの13ヶ月としています。 借地期間の変更については、契約後の協議となります。</p>

[様式第 1 3 号]

<p>18. 施工条件明示書(1/3)に、建設発生土処分地までの距離が 17km、処分地未調整とありますが、現時点では、どの辺りを想定されているのでしょうか。</p>	<p>建設発生土は搬出場所を指定していないため、標準運搬距離（17km）を暫定計上しております。</p> <p>なお、簡易な施工計画のテーマ②の細目①は、運行上の安全管理に関する体制・手順について、簡潔に記載して下さい。</p>
<p>19. 特記仕様書 1 の 3. 試験掘り等の調査・・・と有りますが、具体的にどの地点で何箇所を想定し費用計上されているのでしょうか。</p>	<p>現時点で試掘調査の対象箇所はありません。そのため、試掘調査費は計上しておりません。</p>
<p>20. 特記仕様書第 1 2 条において、「発進立坑および到達立坑の仮設材は設置日から完成期日までとする。」とありますが、賃料期間（日数）に差異が発生した場合は、協議と考慮してほしいのでしょうか。</p>	<p>契約後の協議によります。</p>
<p>21. 坑内軌条設備について、設置は一次覆工に含まれると考えられますが、撤去についてはどの項目で計上されているのでしょうか。</p>	<p>二次覆工区間は、二次覆工に軌条撤去が含まれておりますが、それ以外の区間の軌条撤去は計上しておりません。</p>
<p>22. 本工事において、シールド路線が仙台南部道路を横断、併進および今泉インタと交差する区間がありますが近接協議等の状況をご教示願います。</p>	<p>現在、協議中です。</p>
<p>23. 本工事計画において、シールドマシン解体や枕木撤去、坑内各種設備撤去は、発進側、到達側の両方から施工出来ると考えてよろしいのでしょうか。</p>	<p>発進側での施工としているため、到達側での施工は、契約後の協議によります。</p>
<p>24. スクラップおよび電力料金、電力基本料金、水道料金、水道基本料金控除後の直接工事費で、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の対象とされていると考えてよろしいのでしょうか。</p>	<p>「処分費等」を控除した対象額で共通仮設費、現場管理費、一般管理費を算出しております。</p>
<p>25. シールド坑内で使用する、資機材はどの項目で計上されているのでしょうか。また、バッテリーロコは何両で、最大何編成で考慮されているのでしょうか。</p>	<p>C-47 号代価表の機械器具損料に計上しております。機関車を含め 4 両で 1 編成を標準としております。</p>

[様式第 13 号]

<p>26. 給水管口径と水道使用期間、下水道料金の有無についてご教示願います。</p>	<p>給水管口径と水道使用期間は、上記 13. のとおりです。 下水道料金は計上しておりません。</p>
<p>27. A-2 号内訳書において、水道使用料に計上されている工種・作業をご提示願います。</p>	<p>高圧噴射攪拌工法、薬液注入工法、坑内整備工、泥水式シールドの裏込め材、初期作泥です。</p>
<p>28. B-6 号代価表(C-99～C116号代価表)において、配管材料(鋼管)が購入費と記載されていますが、スクラップ回収扱いでしょうか。また、継手材料の扱いはどのようになっているのでしょうか。</p>	<p>C-99, C-103, C-106, C-108, C-112 号代価表の鋼管の購入価格は、予めスクラップ相当分を控除した価格としております。C-116 号代価表は鋼管損料と記載しており、損料計上としております。継手材料費は、各代価表の諸雑費に含まれております。</p>
<p>29. B-9 号代価表(C-138 号代価表)において、送排泥管材料(工事用軽量鋼管)が購入費と記載されていますが、スクラップ回収扱いでしょうか。また、継手材料の扱いはどのようになっているのでしょうか。</p>	<p>送排泥管の購入価格は、予めスクラップ相当分を控除した価格としております。 継手材料は、C-142 号代価表「送排泥管購入費」の諸雑費に含まれております。</p>
<p>30. B-13 号代価表内訳書、発進側「土留工」において、切梁腹起賃料に全損品の計上はありますでしょうか。(ブラケット・スチフナー・ボルト類等) 有れば、重量の提示をお願いします。同様に、B-17 号代価表内訳書、到達側「土留工」についてもご教示をお願いします。</p>	<p>全損品の重量として、発進側が 2.16 t, 到達側が 1.82 t を計上しております。</p>
<p>31. B-26 号代価表の運搬費 仮設材運搬費はどの工種・材料を指すのでしょうか。また、軌条設備(レール)はどの項目に計上されているのでしょうか。</p>	<p>特記仕様書の第 5 章第 11 条に記載のとおりです。軌条設備(レール)の運搬費は計上しておりません。</p>
<p>32. C-152 号代価表「泥水処理設備」の項目に泥水処理設備機械器具損料とありますが、C-143 号代価表の送排泥ポンプの機械器具損料はどの項目に計上されているのでしょうか。</p>	<p>送排泥ポンプの機械器具損料は、C-152 号代価表「泥水処理設備」の泥水処理設備機械器具損料に含まれております。</p>
<p>33. C-243 号代価表「防音パネル工(防音壁)」および C-256 号代価表「防音パネル工(防音ハウス)」において、パネル押えボルト</p>	<p>「防音パネル工(防音壁)」において、パネル押えボルト等は計上しておりません。 「防音パネル工(防音ハウス)」において、</p>

[様式第 1 3 号]

<p>(M12)およびシーリング材はどの項目に計上すれば良いでしょうか。</p>	<p>C-257 号代価表「パネル取付費」の諸雑費としてパネル押えボルト等を計上しております。</p>
<p>34. C-244 号代価表「パネル取付費（防音壁）」、C-245 号代価表「パネル取除費（防音壁）」および C-257 号代価表「パネル取付費（防音ハウス）」、C-258 号代価表「パネル取除費（防音ハウス）」において、単位数量当たりの単位が上部（欄外・摘要の上）と下部（計の下の行）で異なります。1m<sup>2</sup> 当りに修正してよろしいでしょうか。</p>	<p>C-244, C-245, C-257, C-258 号代価表は、1 日当たりの金額を算出後、1 日当たりの標準作業量で割っているため、単位変換しております。したがって、1m<sup>2</sup> 当たりの金額としておりますので、修正の必要はありません。</p>
<p>35. 当工事で発生するシールド一次処理土や立坑掘削の残土についての処分費用は計上しなくてよろしいでしょうか。</p>	<p>搬出する建設発生土の処分費は不要です。</p>

注 1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合（見積りに必要な事項に限る。）に提出してください。会社名を記入する必要はありません。